

## (2) 教育委員会事務局の組織機構について

### ●趣旨

教育委員会は合議制の執行機関であり、教育委員会事務局はその具体的な事務執行を委任されている立場だが、「教育委員会」という名称が事務局を内包して用いられることもあるため、本来の関係性が曖昧に捉えられることがある。

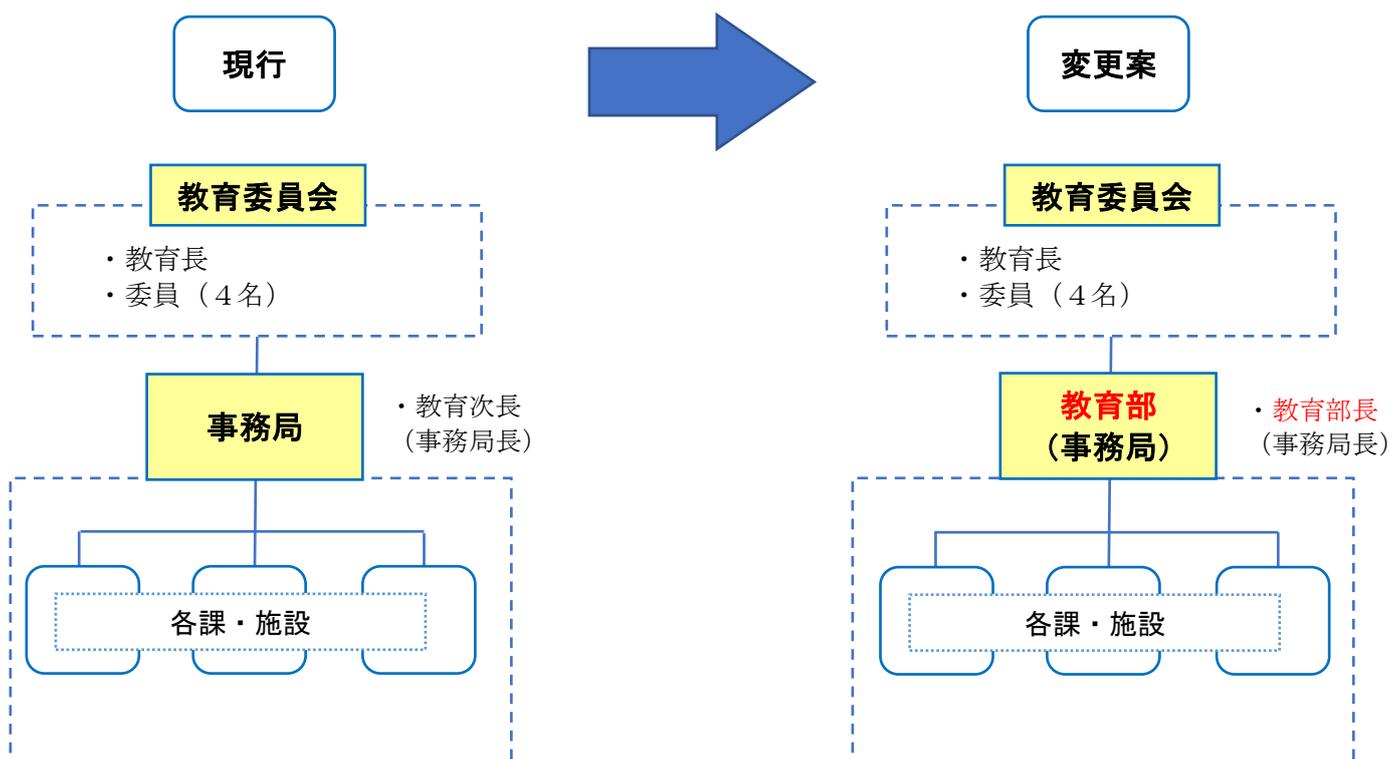
そこで、本市の行政組織上における教育委員会事務局の名称を市長部局と同じように「部」として扱い、教育委員会と事務局の立場を明確にするため。

### ●変更の目的

- ・市長部局との組織名称の整合性確保及び連携強化
- ・市民や関係機関にわかりやすい組織体制の提示  
⇒市民や関係機関にとってより機能的でわかりやすい名称への変更を図る。
- ・県内他自治体の動向を踏まえた対応  
⇒県内他市においても12市中10市が行政組織上の名称を「教育部」としており、定着傾向がある。

### ●組織体制（案）

以上のことから、本市の行政組織上で教育委員会事務局の名称を「教育部」とし、その長である事務局長を「教育部長」と位置付ける案を次のとおり提示する。



●その他

- ・関連規則・要綱等の軽微な改正は生じるものの、組織及び役職名称のみの変更となるので、組織体制や事務局長の給与・等級などへの影響はない

●【参考①】法令等

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条

(事務局) 第17条 <u>教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。</u> 2 <u>教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。</u>
--



- ・館林市教育委員会事務局処務規則（昭和45年館林市教委規則第2号）第3条

(教育次長等の設置) 第3条 <u>事務局に教育次長、課に課長、係に係長を置く。</u>
---

●【参考②】県内各市の状況

行政組織上の名称	自治体
教育部	高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市
なし	前橋市、館林市